

令和6年9月2日

甘木・朝倉消防本部

懲戒処分の公表について

令和6年9月2日付で職員の懲戒処分を行ったので、次のとおり公表します。

1 職員の公務外における交通事故（死亡事故）に関する件

- (1) 被処分者 甘木・朝倉消防署 西部分署消防第2係主任主査 消防士長 50歳代 男性
- (2) 処分の内容 停職2箇月
- (3) 処分の理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

2 事案の概要

被処分者は、令和6年2月8日、公務外に朝倉市路上において、自家用車を運転中、道路を横断中の被害者と衝突する人身事故を起こし、同日、搬送先の病院で死亡された。

この行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触し、その職の信用を傷つけ、職員の職全体が不名誉となる行為であり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であるため、懲戒処分としたもの。

3 消防長の謝罪

被害に遭われ亡くなられた方のご冥福を心からお祈りするとともに、ご遺族にお悔やみを申し上げます。

住民の生命身体を守る立場の消防職員が交通事故により、住民の方を死亡させたことは重大な行為であり、信頼を著しく失墜させましたことに対し、心よりお詫び申し上げます。

当消防本部といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、再発防止に向けて職員一丸となつて、厳正な服務規律の確保に向けて、住民の信頼回復に全力で取り組んで行く所存でございます。